

尾張旭市監査公表第54号

令和7年3月25日付け尾張旭市監査公表第17号をもって公表した行政監査結果報告について、令和7年12月12日付け7学第1276号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月26日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

教育委員会学校教育課

監査の指摘事項	措置状況
旭小学校では、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第3項の規定（同項の規定は、同法第22条第5項の規定により同校にも準用される。）により、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないにもかかわらず、当該表示がされていなかった。	指摘事項について、旭小学校に表示するよう指示を行い、既に対応済みである。その他の小中学校についても、表示の有無を照会し、毒物及び劇物の表示が適切に行われていることを確認した。 今後は、毒物劇物等の管理、責任体制を明確にしたマニュアルの周知及び遵守を徹底し、再発防止に努める。